

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ザンビア	貧困農民支援に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	280,000千円 H18.3.31まで	H18.1.17 ルサカで (同日)	日本側 宮下正明在ザンビア大使 ザンビア側 シガンデラ・P・マガンデ財務・国家計画大臣	H18.1.30 48号
ザンビア	第二次予防接種体制整備計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	第二次予防接種体制整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	283,000千円 H19.3.31まで	H18.8.11 ルサカで (同日)	日本側 宮下正明在ザンビア大使 ザンビア側 エバンス・チビリライ財務・国家計画省財務官	H18.8.28 505号
ザンビア	マラリア対策計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文	マラリア対策計画を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	308,000千円 H19.11.15まで	H18.11.16 ルサカで (同日)	日本側 宮下正明在ザンビア大使 ザンビア側 シガンデラ・P・マガンデ財務・国家計画大臣	H18.11.29 640号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。